

青森市子ども・子育て支援事業計画第2期計画の策定について

1 計画の概要

位置付け

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」

計画期間

第1期計画：平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの5年間

記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定〔①東部 ②西部・北部 ③南部・中部 ④浪岡〕
- 2 教育・保育提供区域ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 第2期計画の策定

- ◆ 第1期計画が令和元年度で終期を迎えることから、令和2年度を始期とする第2期計画を今年度中に策定

| 第1期計画 | | | | | 第2期計画 | | | | |
|-------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|
| ①H27 | ②H28 | ③H29 | ④H30 | ⑤R元 | ①R2 | ②R3 | ③R4 | ④R5 | ⑤R6 |
| 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |

- ◆ 主なスケジュール（予定）

| 時期 | 子ども・子育て会議 | 案件 |
|--------|-----------|----------------------|
| 令和元年8月 | 第2回 | 人口推計、需要量（量の見込み）推計の審議 |
| 9月～10月 | 第3回 | 素案の審議 |
| 12月～1月 | 第4回 | 計画案の審議 |
| 2月～3月 | 第5回 | 第2期計画策定報告 |